ようやく着地が見えてきた米国バーゼルⅢエンドゲーム

小立　敬

▌要　約▐

1. 連邦準備制度理事会（FRB）などの連邦銀行当局は2026年3月に、バーゼルⅢ最終化の米国内適用、いわゆるバーゼルⅢエンドゲームを含む規則再提案を公表した。バーゼルⅢエンドゲームに関しては2023年7月に当初提案が示されたものの、銀行業界による強い反対もあり、その後、適用が不透明な状況が続いていた。
2. 2023年の当初提案では、米国G-SIBs等において所要資本が2割も増えることが見込まれたが、規則再提案ではわずかな増加に留まることもあり、バーゼルⅢエンドゲームの最終化に向けてようやく着地が見えてきた。
3. 米国G-SIBsを含む大手銀行は、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクについて米国独自の拡張リスクベース手法（ERBA）によってリスクアセットを計測することになる。全体としては、概ねバーゼル基準に則している一方、①信用リスクでは内部モデルを廃止し、②マーケット・リスクにおいてはモデル適格ポジションと非適格ポジションとの間の分散効果を認識し、③オペレーショナル・リスクでは非金利という独自のコンポーネントを設けていることが主な相違点である。
4. 現時点での銀行業界の反応からは、バーゼルⅢエンドゲームは今般の規則再提案をベースに最終化されることが予想される一方、バーゼル基準からの乖離が重要な論点となり得る。米国以外の法域がレベル・プレイング・フィールドを盾に米国と同様の措置を講じようとすれば、バーゼル基準からの乖離が他の法域でも生じるという懸念もある。バーゼルⅢエンドゲームが他の法域の適用に影響を与えるかどうかも、今後の重要な注目点であろう。

野村資本市場研究所　関連論文等

・小立敬「米国におけるバーゼルⅢ最終化の遅れと諸外国の対応－トランプ政権下のバーゼルⅢエンドゲームを巡る不確実性－」『野村資本市場クォータリー』2025年夏号。
・小立敬「米国における大手銀行の規制強化案－バーゼルⅢ最終化の適用と大手地銀の破綻への対応－」『野村資本市場クォータリー』2023秋号。

Ⅰ バーゼルⅢエンドゲームの再提案

米国の連邦準備制度理事会（FRB）、連邦預金保険公社（FDIC）および通貨監督庁（OCC）（以下、連邦銀行当局）は、2026 年 3 月 19 日に銀行の資本規制の現代化を図るための提案を公表した（以下、規則再提案）。具体的には、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が 2017 年 12 月に合意したバーゼルⅢ最終化の米国内適用、いわゆるバーゼルⅢエンドゲームの規則提案[1]と、米国のグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の所要資本に追加される G-SIB サーチャージの改定のための規則提案[2]が含まれる。

米国におけるバーゼルⅢエンドゲームの実施は、これまで不透明な状況であったものの、規則再提案の公表によって適用に向けた着地がようやく見えてきた。規則の最終化は年内の見込みとされるが、具体的な適用日はまだ明らかにされていない。

バーゼルⅢエンドゲームについてはバイデン政権下の2023年7月に、当時のマイケル・バーFRB副議長（金融監督担当）のイニシアティブによって規則提案（以下、当初提案）が公表されている。しかしながら、バーゼル基準よりもかなり厳格な内容であったために、米国 G-SIBs 等では所要資本が 2 割も増えることが見込まれた。そのため、銀行業界から強い反発が示されることとなった。

当初提案への反対を踏まえてバーFRB副議長は、2024年9月頃に当初提案の内容を緩和したバーゼルⅢエンドゲームの規則提案を再び行うことを模索したものの、規則の提案を共同で行う FDIC 理事会において過半数の賛成が得られる見込みが立たなかったために[3]、再提案は断念された。

第 2 次トランプ政権誕生後の 2025 年 6 月に、ミシェル・ボウマン FRB 理事が金融監督担当の副議長に就任した。ボウマン副議長は、銀行監督・規制の優先課題として、①監督の改革と再集中、②規制のテーラリング（規模やリスクに見合った規制の枠組み）の回復、③透明性と説明責任を掲げ、銀行監督・規制の見直し（緩和）を行う方針を示しており、米国 G-SIBs のレバレッジ規制緩和など銀行監督・規制の見直しにすでに着手している[4]。

こうした中、ボウマン副議長は 2025 年 9 月に、FRB が FDIC と OCC とともにバーゼルⅢエンドゲームの再提案に向けた作業に取り組んでいる旨を明らかにした上で、2026 年の早い時期には再提案を公表する見通しであることを述べていた[5]。今般の規則再提案は、このような経緯を経て公表されたものである。

---

1 OCC, FRS, and FDIC, Regulatory Capital Rule: Category I and II Banking Organizations, Banking Organizations With Significant Trading Activity, and Optional Adoption for Other Banking Organizations, Notice of proposed rulemaking, Federal Register Vol. 91, No. 59, March 27, 2026.

2 FRS, Regulatory Capital Rule (Regulation Q): Risk-Based Capital Surcharges for Global Systemically Important Bank Holding Companies; Systemic Risk Report (FR Y–15), Notice of proposed rulemaking, Federal Register Vol. 91, No. 59, 14908, March 27, 2026.

3 FDIC 理事会メンバー5 名のうち、共和党理事 2 名が FRB の再提案に反対した一方で、消費者金融保護局（CFPB）の理事もバーゼルⅢエンドゲームが当初提案より後退しているとして反対する姿勢を示した。

4 トランプ政権下の銀行監督・規制改革については、小立敬「最終化された米国 G-SIBs の厳格なレバレッジ規制の緩和－トランプ政権下の銀行規制改革への示唆－」『野村資本市場クォータリー』2026 年冬号を参照。

5 “Fed’s Bowman says regulators to unveil Basel capital rule redo by early 2026,” *Reuters*, September 26, 2025.

バーゼルⅢエンドゲームの規則再提案は、米国 G-SIBs を含むカテゴリーⅠおよびⅡ[6]の銀行組織（銀行、銀行持株会社を含む）に対し、信用リスクとオペレーショナル・リスクについて米国独自の拡張リスクベース手法（expanded risk-based approach; ERBA）によるリスクアセットの計測を求めるものである。現行の標準的手法と先進的手法（内部モデル手法）は廃止され、ERBA に一本化される。ERBA のポイントは以下の通り。

- 信用リスクにおいては、内部モデル手法（内部格付手法）を廃止
- オペレーショナル・リスクは、事業規模指標（BI）の計測に際し、バーゼル基準の「サービス」、「金融」に替えて「非金利」という独自コンポーネントを設定
- 内部モデル手法に適用されるアウトプット・フロアに関しては、ERBA への一本化に伴って（米国独自の資本フロア[7]とともに）非適用

一方、マーケット・リスクに関しては、バーゼル基準を踏まえた内部モデル方式による計測と標準的方式による 2 つの計測手法が提案されている。

なお、カテゴリーⅠおよびⅡ以外の銀行組織には、バーゼル基準に沿った信用リスクの標準的手法によってリスクアセットを計測することを求めている[8]。従来、中小銀行組織にもマーケット・リスクの計測を要求していたが、トレーディング業務が閾値を超えない限り、マーケット・リスクの資本賦課は不要になる[9]。

また、規則再提案では、米国 G-SIBs を対象とする G-SIB サーチャージの水準の再調整も行われている。すなわち、①一部指標の計測方法の見直し、②一部指標の計測において年末値から日次・月次平均値への変更、③より細かいサーチャージの階段の設定を通じて、実質的に G-SIB サーチャージの水準を引き下げるための見直しも提案されている。

規則再提案は自己資本の定義も修正する。バーゼル基準では閾値を超えると資本控除の対象となるモーゲージ・サービシング・ライツ[10]が 250%のリスクウェイト（RW）の扱いに変わる。また、カテゴリーⅢおよびⅣの銀行組織については従来、有価証券の評価損益を含む「その他包括利益累計額（AOCI）」を規制資本に反映させないことが選択できたが、規則再提案では、経過措置を設けた上で、カテゴリーⅢおよびⅣの銀行組織には AOCI を規制資本に反映することを求めている。なお、小規模の銀行組織は引き続き AOCI を反映しなくてもよい扱いである。

---

6 米国では、連結総資産 1,000 億ドル以上の米国銀行組織や外国銀行組織を対象に、そのリスク・プロファイルを考慮して「カテゴリーⅠ」から「カテゴリーⅣ」に区分する「テーラリング・ルール」が導入されている。カテゴリーⅠは米国 G-SIBs が該当し、カテゴリーⅡは、総資産 7,000 億ドル以上またはクロスボーダー業務 750 億ドル以上の銀行組織が該当する。カテゴリーⅢは、総資産 2,500 億ドル以上、またはノンバンク資産、短期ホールセール・ファンディング（加重平均）もしくはオフバランス・エクスポージャーが 750 億ドル以上の銀行組織が含まれる。カテゴリーⅣは、上記に該当しない総資産 1,000 億ドル以上の銀行組織である。

7 米国独自のフロアとは、ドッド＝フランク法の下で、先進的手法で計測したリスクベース資本要件に対して、標準的手法によるリスクベース資本要件（信用リスク、マーケット・リスクのみ）を下限とするものである。

8 OCC, FRB, and FDIC, Regulatory Capital Rules: Regulatory Capital and Standardized Approach for Risk-Weighted Assets, Notice of proposed rulemaking, Federal Register Vol. 91, No. 59, 15332, March 27, 2026.

9 重大なトレーディング業務として 50 億ドル超または総資産の 10%以上に相当する場合、資本賦課が必要。

10 住宅ローンのサービシング権であり、銀行は通常、証券化を行った後もサービシング権を保有する。

バーゼルⅢエンドゲームの規則再提案の影響について連邦銀行当局は、米国 G-SIBs を含むカテゴリーⅠおよびⅡの銀行組織においては、全体としてコモンエクイティ Tier1（CET1）の所要資本の増加は 1.4%に留まると推計している[11]（図表 1）。2 割の所要資本の増加が見込まれた当初提案と比べると、影響度はかなり低く抑えられており、G-SIB サーチャージの見直しや FRB が現在提案しているストレステストを踏まえた資本要件に関する規則改定[12]も考慮すれば、所要資本はむしろ 4.8%の減少となる見込みとする。

なお、FRB は現在、ボウマン副議長の下で、銀行監督・規制の見直しの方針として規制テーラリングの回復を掲げている。カテゴリーⅢおよびⅣや小規模の銀行組織においては、所要資本がより減少するかたちとなっている。

連邦銀行当局は、今般の一連の規則提案を「規制資本の枠組みの現代化（modernization）と銀行システムの強化を維持するための提案」として位置づけている。ボウマン副議長は理事会における規則再提案の採決に当たって、規制資本の枠組みの現代化として、個々の規制要件の合理性を評価し、リスクと整合的であるか、意図した目的を達成しているか、意図せざる結果を生んでいないかを検証し、ボトムアップで見直しを行ったと述べる[13]。バーゼルⅢエンドゲームは、結果として当初提案よりも緩やかなものとなった一方で、バーゼル基準をベースとしつつ、米国独自の措置を随所に織り込んだものとなっている。

次章以降、バーゼルⅢエンドゲームを含む規則再提案の内容を確認する。

図表 1　銀行組織の CET1 所要資本に与える影響（集計ベース）

	カテゴリーⅠおよびⅡ 銀行組織	カテゴリーⅢおよびⅣ 銀行組織	小規模銀行組織
バーゼルⅢエンドゲームの提案	+1.4%		
G-SIBサーチャージの提案	−3.8%		
標準的方式改定の提案		−6.1%	−7.8%
AOCIに関する提案		+3.1%	
上記計	−2.4%	−3.0%	−7.8%
（参考） ストレステスト改定に関する提案	−4.3%（グローバル市場ショック、オペ・リスク） +1.9%（その他チャージ）	−2.20%	
合計	−4.8%	−5.2%	−7.8%

（注）　現在、FRB はストレステストの見直しに着手しており、ストレステスト改定に関する提案については、その見直しを含めた影響を反映した推計値となっている。

（出所）FRB, “Basel III proposal, GSIB surcharge proposal, and standardized approach proposal,” Board memo, March 19, 2026 より野村資本市場研究所作成

[11] FRB, “Basel III proposal, GSIB surcharge proposal, and standardized approach proposal,” Board memo, March 19, 2026.

[12] 米国 G-SIBs には、最低所要資本の追加としてストレステストの結果を受けて FRB が設定するストレス資本バッファー（SCB）が適用されており、FRB は現在、①ストレステストを受けた資本要件の変動を抑制し、②ストレス・シナリオを含む透明性と説明責任の改善を図るための措置の提案を行っている。

[13] ボウマン副議長による「現代化」の背景には、グローバル金融危機後の規制改革によって銀行は資本を増強し、金融システムは強化された一方で、低リスクの業務に対して過度なものとなったために信用供与が抑制され、規制の緩いノンバンクに業務が押し出され、意味のあるかたちで健全性および安全性を改善させることなく、複雑性とコストを増大させるといった意図せざる結果を生んだという認識がある（FRB, “Statements on Bank Capital Proposals by Vice Chair for Supervision Michelle W. Bowman,” Joint Press Release, March 19, 2026）。

Ⅱ　バーゼルⅢエンドゲームの概要

１．導入の影響

米国 G-SIBs を含むカテゴリーⅠおよびⅡの銀行組織に対するバーゼルⅢエンドゲームの影響、すなわちリスクアセット計測に ERBA（信用リスク、オペレーショナル・リスク）と新たなマーケット・リスクを適用した場合のリスクアセットへの影響を最初に確認する。

カテゴリーⅠおよびⅡの銀行持株会社でみると、規則再提案に基づくリスクアセットは、現行（標準的手法、先進的手法）と比べると全体として増える見込みである（図表 2）。リスクカテゴリー別にみると、現行の先進的手法との比較では、信用リスクは増加するが、オペレーショナル・リスクは大幅に減少する見込みとなっている。銀行子会社ベースでもその傾向は同様である。

2023 年の当初提案も信用リスクとオペレーショナル・リスクの内部モデルを廃止したリスクアセット計測を提案していたが、規則再提案では当初提案に比べてすべてのリスクカテゴリーでリスクアセットが減少し、リスクアセットが全体的に大きく縮小している[14]。所要資本はその結果、当初提案の 2 割の増加から、前述の通り 1.4%というわずかな増加に抑制されており、バーゼルⅢエンドゲームの導入に伴う影響は、相対的に軽微なものに留まっている。このようなリスクアセットへの影響から、規則再提案は当初提案に対して緩和方向の修正が図られたことが示唆される。

図表 2　カテゴリーⅠおよびⅡの銀行組織におけるリスクアセットへの影響

（単位：10億ドル）

		現行		規則再提案	（参考）当初提案
		標準的手法	先進的手法		
銀行持株会社	信用リスク	7,235	4,890	6,165	6,700
	オペレーショナル・リスク		1,745	927	1,400
	CVA		280	207	260
	マーケット・リスク	453	453	546	760
	合計	7,673	7,362	7,820	9,200
銀行子会社	信用リスク	6,173	4,015	5,168	
	オペレーショナル・リスク		1,252	637	
	CVA		202	132	
	マーケット・リスク	256	257	309	
	合計	6,413	5,718	6,220	

（注）　1. 規則提案の推計値は、2023 年第 2 四半期のエクスポージャーを基に規則提案を反映するためのデータを調整した上で得られた推定値を 2025 年第 2 四半期のデータに反映（外挿）したもの。
2. 当初提案の影響額は、2021 年末時点の推計値（筆者が元の図表に追加したもの）。

（出所）OCC, FRS, and FDIC, Regulatory Capital Rule: Category I and II Banking Organizations, Banking Organizations With Significant Trading Activity, and Optional Adoption for Other Banking Organizations, Notice of proposed rulemaking, Federal Register Vol. 91, No. 59, March 27, 2026; OCC, FRS , and FDIC, Regulatory Capital Rule: Large Banking Organizations and Banking Organizations With Significant Trading Activity, Notice of proposed rulemaking, Federal Register Vol. 88, No. 179, September 18, 2023 より野村資本市場研究所作成

[14] ただし、当初提案とは推計値の前提となるデータの時点が異なるため、今般の規則提案と当初提案におけるリスクアセットについて正確な比較はできない点には留意。

２．リスクアセット計測の概観

カテゴリーⅠおよびカテゴリーⅡの銀行組織は、現在は内部モデルに基づく先進的手法によるリスクアセットの計測が求められている[15]。一方、バーゼルⅢエンドゲームでは、モデルの使用を減らして、自己資本要件の簡素化や透明性、一貫性、比較可能性を高める観点から、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクに関しては、内部モデル手法を廃したERBAに一本化した。一方、マーケット・リスクについてはバーゼル基準を踏まえた内部モデル方式を認めている。以下では、バーゼルⅢエンドゲームのリスクアセット計測をリスクカテゴリー別に概観する。

１）信用リスク

ERBA の信用リスクにおける最大の特徴は、バーゼル基準と異なり、内部格付手法（IRB）が廃止されていることである[16]。この方針は 2023 年の当初提案でも示されていた。ERBA は、予め設定された RW などで計測を行うバーゼル基準の標準的手法に近い計測方法である一方、米国では外部格付の規制利用が禁止されていることから、独自の設計となっているところもある。

個々のエクスポージャーを確認すると、例えば、法人エクスポージャーについては、100%の RW を定める一方で、銀行の内部格付において投資適格に該当するものには 65%の RW を提案している[17]。その他のエクスポージャーは、概ねバーゼル基準に沿っている。銀行エクスポージャーには、バーゼル基準で無格付の場合に適用される標準的信用リスク評価方式（SCRA）に準拠した RW が設定されている。リテール・エクスポージャーや不動産関連エクスポージャーもバーゼル基準に準じている。また、オフバランス・エクスポージャーの計測に利用される信用変換係数（CCF）も概ねバーゼル基準に準じたものである[18]。一方、エクイティ・エクスポージャーについては、全体としてバーゼル基準よりも厳格な RW が提案されている[19]。

当初提案においては、リテールや不動産関連のエクスポージャーにおいてバーゼル基準より高い RW が設定されるところもあったが、規則再提案ではいずれもバーゼル基準と同水準に修正されている。

---

[15] ただし、先進的手法に加えて、標準的手法によるリスクアセット（オペレーショナル・リスクと CVA を含まない）を計測し、いずれか大きい値を自己資本比率の分母として選択する仕組みである（前掲注7を参照）。

[16] 連邦銀行当局は、IRB を廃止する理由として、景気後退期を前提としたデフォルト時損失率（LGD）の推計について、LGD のデータや景気後退期の決定要因が限られていることに加えて、方法論の相違やデフォルト後の資金流出入の把握が困難であるために、変数に一貫性を欠いており、景気後退期の LGD を算出するための時間軸といった特定のモデル前提の妥当性を検証することが困難であるとする。また、デフォルト確率（PD）のモデルの妥当性を検証することについても LGD より問題の程度は小さいとしつつ、一部の低デフォルト・ポートフォリオのデータが限られていること、銀行によってデフォルト認定の実務が異なることなどから、困難となる場合があることを挙げている。

[17] なお、バーゼル基準では認められている中堅・中小企業に対する 85%の RW は設定されていない。

[18] なお、1 年未満のコミットメントにも 40%の掛け目が設定されており、バーゼル基準よりも厳格である。

[19] バーゼル基準とは異なり、上場エクイティに 300%、すべての非上場エクイティに 400%の RW が適用される。また、重大なレバレッジといった一定要件を満たす投資会社のエクイティは 600%の RW が設定されている。

なお、銀行エクスポージャーに関して、最上位のグレードである「A」に該当するカテゴリーⅠからⅢの銀行組織（米国 G-SIBs を含む）は、コモンエクイティ Tier1（CET1）が 14%以上等の一定の要件を満たす場合、RW が 10%低く設定されている。

規則再提案は当初提案より信用リスクアセットが大きく減少しており、このようなRW の修正が影響しているように窺われる（前掲図表 2）。

2）マーケット・リスク

マーケット・リスクは信用リスクやオペレーショナル・リスクと異なり、バーゼル基準と同様、内部モデルによる計測方式と標準的方式が用意されている。計測モデルとしては、従来のバリュー・アット・リスク（VaR）に代わり、テイルリスクを捕捉する期待ショートフォール（ES）を用いて計測することとなる。リスクに対応した流動性ホライズンも設定されている。

内部モデル方式は、トレーディング・デスク単位の損益要因分析（PLA）やバックテスティングを含む、モデル適格要件を満たしたトレーディング・デスクを対象に、主たる連邦監督当局の事前承認を得た上で使用が認められる。

内部モデル方式のマーケット・リスクの資本賦課では、①非デフォルト・リスクと、②デフォルト・リスクに対する資本賦課に加えて、③フォールバック資本賦課や、④ポジション再指定に関する資本アドオンも独自に手当てされている[20]（図表 3）。

内部モデル方式は、バーゼル基準を踏まえつつ、①モデル適格デスクのポジションと、②モデル非適格デスクのポジションの間の分散効果を考慮した米国独自の設計としている。すなわち、モデル適格ポジションに対する内部モデルに基づく資本賦課[21]（$IMA_{G,A}$）に、分散効果を考慮してすべてのトレーディング・デスクの標準的手法に基づく資本賦課（$SA_{all\ desk}$）からモデル適格ポジションの標準的手法による資本賦課（$SA_{G,A}$）を控除した額（$SA_{all\ desk} - SA_{G,A}$）を加えるかたちである[22]。

2023 年の当初提案では分散効果を考慮しておらず、新たに考慮に入れる分散効果が当初提案と比べた場合のマーケット・リスクアセットの縮小に寄与していることが示唆される（前掲図表 2）。

---

[20] フォールバック資本賦課とは、新商品や保有期間が短いものなど資本賦課が適切に計測できないポジションに対して、銀行組織が連邦銀行当局の事前承認の下、他の計測方法が認められていない場合に、ポジションの公正価値（絶対値）を資本賦課とするものである。また、ポジション再指定に関する資本アドオンとは、当初はマーケット・リスクの対象外であった特定のポジションに関して、マーケット・リスクの対象として再指定することで得られる資本賦課上の便益を相殺するためのものとして位置づけられている。

[21] $IMA_{G,A}$ の計測には、①モデル化可能なリスクファクターの内部モデルに基づく資本賦課（$IMCC$）、②モデル化不可能なリスクファクターのストレス期待ショートフォールに基づく資本賦課（SES）、③バックテスティングに係る乗数（m_c）、④PLA アドオン（資本サーチャージ）の要素が含まれる。
具体的には、以下の計測式としている。

$$IMA_{G,A} = max[(IMCC_{G,A} + SES_{t-1}), \{(m_c \times IMCC_{average}) + SES_{average}\}] + PLA\ add\text{-}on$$

[22] なお、連邦銀行当局は当該措置の背景として、モデル非適格ポジション（一定の投資ファンドのエクイティ、証券化、コリレーション・トレーディング）の標準的方式による資本賦課と、モデル適格ポジションの内部モデル方式の資本賦課の間の分散効果を考慮するという趣旨の説明を行っている。

図表 3　マーケット・リスクの内部モデル手法の概要

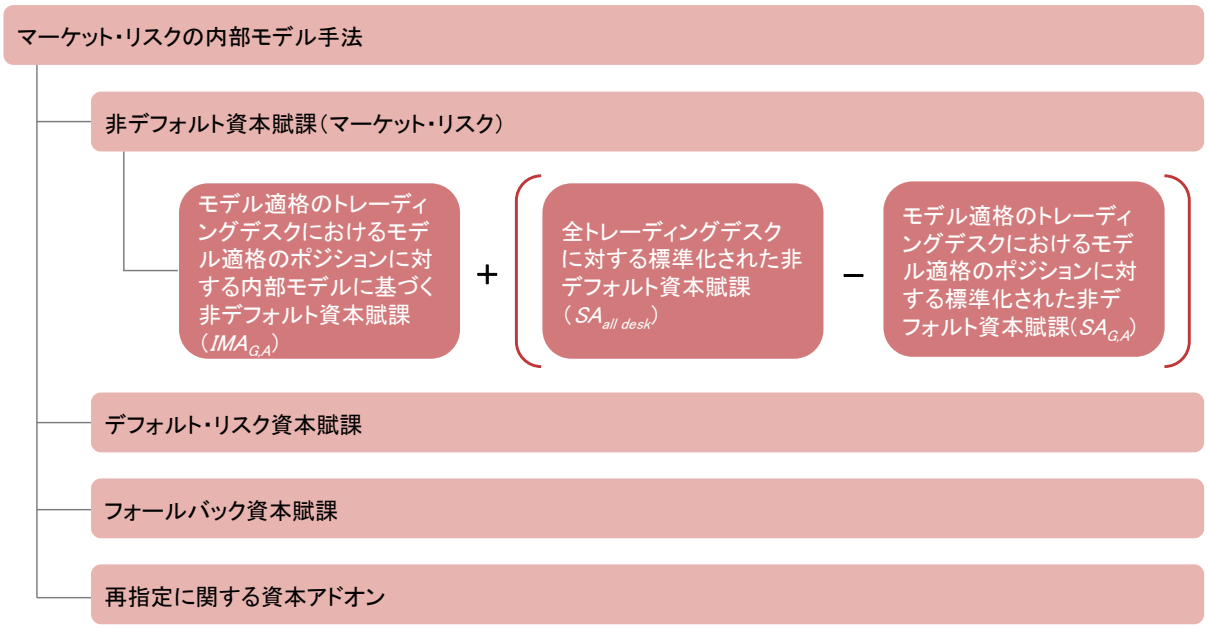

（出所）OCC, FRS, and FDIC, Regulatory Capital Rule: Category I and II Banking Organizations, Banking Organizations With Significant Trading Activity, and Optional Adoption for Other Banking Organizations, Notice of proposed rulemaking, Federal Register Vol. 91, No. 59, March 27, 2026 より野村資本市場研究所作成

その他のバーゼル基準との主な相違としては、前述した分散効果の認識に加えて、内部モデル方式におけるテスト要件の簡素化[23]、モデル化不可能なリスクファクターに関する取扱いを修正している[24]。

また、PLA テストに関して、銀行がテストを実施する際の実務的な困難さを考慮し、3 年間の移行期間中は PLA のアドオンを適用しないという措置も講じている。その間に銀行がテストの経験を蓄積し、システムやプロセスを改善するとともに、データやモデルのパフォーマンスにおける潜在的ギャップに対処することが狙いである。

一方、標準的方式は、デルタ・リスク、ベガ・リスクおよびカーベチャー・リスクのリスク感応度を計測するバーゼル基準に準じたものとなっている。ただし、一部のリスク・バケットにおける RW および相関パラメータにおいては、米国市場の特性を踏まえた水準調整が行われている[25]。また、デフォルト・リスクに対する資本賦課に加えて、内部モデル方式と同様に米国独自の要素として、フォールバック資本賦課とポジション再指定に関する資本アドオンも追加される。

[23] 例えば、PLA テストにおいてはスピアマン相関係数の算出が求められていない。

[24] 12 ヵ月の過去ストレス期間について適切なデータはあるものの、現在の期間における実際の価格が不十分なモデル不可能なリスクファクター（タイプ A）については、それ以外のモデル化不可能なリスク・ファクター（タイプ B）とは異なり、内部モデル方式による資本賦課（IMCC および SES）の計測対象としている。

[25] 例えば、信用スプレッド・リスク（非証券化）のデルタ・バケットにおいては、投機的ソブリン等に対する RW が 3.0%とバーゼル基準より高めに設定されているほか、投機的未満のソブリン等には独自に 7.0%の RW を割当てている。また、コモディティ・リスクのデルタ・バケットは、独自にコモディティ・インデックスに 30%の RW と 50%の相関係数を設定している。

3）オペレーショナル・リスク

ERBA のオペレーショナル・リスクは、バーゼル基準と同様、内部モデル手法（AMA）を廃止し、BI に基づいて計測される標準的手法に一本化される。その特徴は、①バーゼル基準の内部損失乗数（ILM）が事実上適用されないこと、②バーゼル基準では、「金利・リース・配当」、「サービス」、「金融」というコンポーネントで BI が計測されるのに対し、ERBA では、「金利・リース・配当」コンポーネントと「非金利」という独自のコンポーネントで BI が計測されることである[26]。

ILM とは、計測された BI に対する乗数であり、銀行の内部損失データを反映して決定され、オペレーショナル損失の規模が大きい銀行ほど 1 を上回るよう設計されている。2023 年の当初提案では ILM が含まれていたが、銀行業界から ILM の算定根拠に対して疑問の声が上がっていた[27]。規則再提案には ILM に関する規定はなく、この点について連邦銀行当局は、ILM を 1 として設定していると説明する。

また、非金利コンポーネントでは収益と費用が相殺される。バーゼル基準では、サービス・コンポーネントはグロスベースであり、金融コンポーネントにおける銀行勘定とトレーディング勘定をまたがる相殺、サービスと金融のコンポーネントをまたがる相殺が認められないといった点に違いがある。さらに、銀行のビジネスラインのうち、①インベストメント・マネジメント[28]、②インベストメント・サービス[29]、③非融資型のトレジャリー・マネジメント[30]は、他のビジネスラインと比較した場合にオペレーショナル損失が相対的に小さいことを考慮して[31]、これらのビジネスラインの計数の BI に対する寄与度を引き下げる措置（0.7 の乗数）も講じている。

---

[26] 非金利コンポーネントは、以下の計測式である。

Noninterest component =

[{*総非金利収益＋満期保有証券（HTM）の実現損益＋その他債務証券（ABS）の実現損益－BI のための非金利費用－0.7*(インベストメント・マネジメント、インベストメント・サービス、融資を伴わないトレジャリー・サービスにおける総非金利収益－BI のための非金利費用)}の絶対値＋総オペレーショナル損失*]の 3 年間平均値

※ここで、BI のための非金利費用は、その他の非金利費用のうち銀行組織が受けた非金融サービスに関連する費用および総オペレーショナル損失を除く。

[27] 米国の複数の業界団体が 2023 年の当初提案に反対して、連邦銀行当局に規則再提案を求める要望書を連名で策定しており、その中で ILM の計測に含まれる 15 倍という乗数の根拠が明確ではないことを指摘している（Bank Policy Institute, American Bankers Association, Financial Service Forum, Institute of International Bankers, Securities Industry and Financial Markets Association, and U.S. Chamber of Commerce, “Request for Re-Proposal of Regulatory Capital Rule to Remedy Administrative Procedure Act Violations,” September 12, 2023）。

[28] アセット・マネジメント、ウェルス・マネジメント、プライベート・バンキングに関連する業務であり、投資信託や機関投資家の口座の専門的管理、個人向けの専門的なポートフォリオ運用や助言サービスを含む。

[29] アセット・サービシングに関する業務であり、カストディ、ファンド・サービス、証券貸借、流動性サービス、担保管理、その他のアセット・サービス業務、401K および従業員給付制度に関する記録管理サービスを含む（ただし、当該顧客に提供するファンディングまたは保証商品を除く）。また、発行体向けのサービス（コーポレート・トラスト、株主向けサービス、預託証券、その他の発行体サービスを含む）およびその他の投資サービス（清算その他の投資サービスを含む）も含む。

[30] キャッシュ・マネジメント、グローバル決済、預金サービスに関する業務であり、融資やカード業務を除く。

[31] 連邦銀行当局は、カテゴリーⅠおよびⅡの銀行持株会社の 2009 年第 1 四半期から 2025 年第 2 四半期におけるオペレーショナル損失データを基に銀行のビジネスラインを合計すると、総収益に対するオペレーショナル損失の割合が 2.44%に上るのに対して、インベストメント・マネジメント やインベストメント・サービス、トレジャリー・マネジメントのビジネスラインでは、当該割合は 0.78%に留まることを確認している。

かかる修正により規則再提案のオペレーショナル・リスクアセットは、カテゴリーⅠおよびⅡの銀行持株会社ベースで 9,270 億ドルとなり、当初提案の 1.4 兆ドルから大きく減少するだけでなく、現行の先進的手法による 1.7 兆ドルに対して相当規模の削減となる見込みである（前掲図表 2）。

オペレーショナル損失が相対的に低いと認識される特定のビジネスラインにおける計数を反映しにくくすることは、それだけをみれば合理的措置であると捉えることもできるかもしれないが、バーゼル基準との一貫性という点では議論を呼ぶことが想定される。また、連邦銀行当局は、ILM を 1 に設定しバーゼル基準との一貫性を有していると説明するが、各銀行の内部損失データは反映されておらず、実質的には ILM は採用されていないと判断されよう。

４）その他のリスク

（１）CVA に関する資本賦課

バーゼルⅢにおいてカウンターパーティの信用力の変化をデリバティブ取引の評価に反映させる信用評価調整（CVA）に対する資本賦課が導入され、米国ではバーゼルⅢの国内適用の際に標準的リスク測定方式と先進的リスク測定方式が適用されている。その後、バーゼルⅢ最終化において CVA の改定が行われ、基礎的方式（BA-CVA）と標準的方式（SA-CVA）が導入された。

規則再提案は、バーゼル基準における CVA の改定を受けて BA-CVA および SA-CVA を適用することを提案している[32]。CVA の資本賦課の対象は、カテゴリーⅠおよびⅡの銀行組織およびマーケット・リスクの計測が求められる銀行組織に加えて、店頭（OTC）デリバティブのグロス想定元本が 1 兆ドルを超える銀行組織についても CVA を計測し、資本賦課に対応しなければならない。

（２）CCR の計測

米国では、カウンターパーティ信用リスク（CCR）に関連してデリバティブ取引のエクスポージャーを計測するための標準的方式（SA-CCR）が 2020 年に導入された。CCR に関して規則再提案は、ERBA の導入に伴って SA-CCR に一本化しており、従来の内部モデル方式（IMM）は廃止される。

ERBA は、デリバティブ取引やそれらのネッティング・セットのエクスポージャーについては SA-CCR により計測する一方、適格マージン・ローンおよびレポ取引やそれらのネッティング・セットのエクスポージャーには担保ヘアカット方式を用いて計測する。デリバティブ取引および一定のレポ取引による適格クロスプロダクト・ネッティングセットに対しては SA-CCR が適用できるようにしている。

---

[32] バーゼル基準との相違点として、顧客向け清算デリバティブ取引に関連する顧客向けエクスポージャーが CVA の資本賦課の対象から除外されている。また、カウンターパーティ信用スプレッドにおけるデルタ・リスクやベガ・リスクに関する RW の設定などでも独自の水準調整が行われている。

Ⅲ　バーゼルⅢエンドゲームとバーゼル基準

バーゼルⅢエンドゲームは、前章で確認した通り、概ねバーゼル基準に則っている一方、独自に修正しているところがある。信用リスクではIRBを廃止し、マーケット・リスクはモデル適格ポジションと非適格ポジションの間の分散効果を認識し、オペレーショナル・リスクでは非金利という独自のコンポーネントを設けていることに加えて、ILMを事実上不採用としている点がバーゼル基準との大きな相違点である。

連邦銀行当局は、米国独自の修正が米国における市場特性や銀行実務、政策を反映したものであるとする。規則再提案では次のような説明がなされている。

- 連邦銀行当局は、バーゼル委員会等の国際的なフォーラムに参加している。そこで策定された基準には米国法上の拘束力はないものの、米国内のプルーデンス規制を策定する際には、合理的な意思決定の一つの要素として国際基準の潜在的な便益を考慮している
- 米国の金融規制政策と国際基準の整合性を維持することは、特に大規模かつ国際的に活動する銀行において重要な便益を生じ得る。大手銀行や米国金融システムは、グローバルな金融システムと高度な相互連関性を有しており、各法域が適切で頑健なプルーデンス基準の適用を促進することによって、外国法域で生じる混乱が影響する可能性を低減することを通じて、米国金融システムの強靭性が高まる
- 法域間で基準の比較可能性を有することで、クロスボーダー業務を行う銀行組織の複雑性やコンプライアンスの費用が軽減される。また、米国当局や外国当局による自己資本充足度の評価、外国銀行が米国に進出する場合の審査、連結ベースによる監督なども円滑化される
- ただし、連邦銀行当局は国際基準に常に完全に準拠するわけではなく、米国市場の特性、一般に公正妥当と認められる企業原則（GAAP）の要件、米国銀行の実務、国内法上の要請や政策目的などを踏まえて、必要に応じて国際基準と異なる内容を採用することがある

これらの説明をみると、バーゼルⅢエンドゲームの策定に際して、バーゼル基準を含む国際基準を尊重しようとする連邦銀行当局の姿勢は明確になっている。バーゼル基準からの乖離は、米国市場の特性や米国銀行の実務、米国の政策を反映したものであり、各法域間の規制の「底辺への競争（race to the bottom）」を避けようとする意識が窺われる。

一方、連邦銀行当局は、規則再提案に基づいて計測したリスクアセットとバーゼル基準に則した内部モデル手法および標準的手法により計測したリスクアセットを比較している（図表 4）。規則再提案に基づくリスクアセット合計は、内部モデル手法と標準的手法のリスクアセット合計の間に位置することから、バーゼルⅢエンドゲームは、全体としてはバーゼル基準に比べて緩和的であるとはみられない。ただし、オペレーショナル・リスクやマーケット・リスクは、バーゼル基準よりもリスクアセットが小さく計測されている。

図表 4　米国 G-SIBs のリスクアセットへの影響

	現行（標準的手法）	規則再提案	バーゼル基準	
			内部モデル手法	標準的手法
信用リスク	7,144	6,095	5,044	6,971
オペレーショナル・リスク		920	1,169	1,207
CVA		207	226	233
マーケット・リスク	453	545	866	997
合計	7,597	7,768	7,305	9,408
現行からの変化率		2.2%	−3.9%	23.8%

（注）　1. バーゼル基準は、バーゼル委員会の定量的影響度調査（QIS）のデータに基づくもので、内部モデル手法はアウトプット・フロアを考慮した後の計数。
2. 2025 年第 2 四半期の時点の推計値。

（出所）OCC, FRS, and FDIC, Regulatory Capital Rule: Category I and II Banking Organizations, Banking Organizations With Significant Trading Activity, and Optional Adoption for Other Banking Organizations, Notice of proposed rulemaking, Federal Register Vol. 91, No. 59, March 27, 2026 より野村資本市場研究所作成

Ⅳ G-SIB サーチャージの計測方法の見直し

規則再提案は、バーゼルⅢエンドゲームの提案に加えて米国 G-SIBs に適用されている所要資本に対する資本アドオンとしての G-SIB サーチャージの見直しも提案している。

現在、米国 G-SIBs に適用されている G-SIB サーチャージに関しては、①バーゼル基準に準拠しながら計測される「メソッドⅠ[33]」、②米国独自の「メソッドⅡ」という 2 つの計測手法が存在する。メソッドⅡは、メソッドⅠにおける「代替可能性」の指標に替えて、「短期ホールセール・ファンディング」に関する指標を考慮するものである[34]。

メソッドⅠとメソッドⅡという 2 つが存在する中で米国 G-SIBs の資本アドオンとして適用される G-SIB サーチャージは、それぞれを計測していずれか大きいサーチャージの値を採用する仕組みとなっている。ただし、メソッドⅠよりもメソッドⅡのサーチャージの水準が高くなるように設計されているため、G-SIB サーチャージとして通常はメソッドⅡの水準が適用されることになる。

今般の規則再提案は、主に米国独自のメソッドⅡの改定を図るものである。具体的には、次の修正が提案されている。

- メソッドⅡにおいて固定的係数を調整するとともに、今後については経済成長率やインフレ率を考慮して調整

[33] バーゼル基準に則したメソッドⅠは、①規模（総エクスポージャー）、②相互連関性（金融システム内資産、金融システム内負債、証券残高）、③代替可能性（決済業務、預り資産残高（AUM）、債務・株式引受け）、④複雑性（OTC デリバティブ想定元本、トレーディング・売買可能証券、レベルⅢ資産）、⑤クロスボーダー業務（クロスボーダー債権、クロスボーダー債務）といった 5 つの指標のスコアに基づいて決定される。スコアリングの結果、メソッドⅠサーチャージとして 1.0%、1.5%、2.0%、2.5%、3.5%、それ以降はスコアが 100bp 増えるごとに 3.5%に対して 1.0%ずつ追加される。メソッドⅠは、G-SIBs の特定に利用されており、そのスコアが 130bp 以上であるときに G-SIBs に特定される。また、メソッドⅠは、米国 G-SIBs を対象とするレバレッジ比率の上乗せであるレバレッジ・バッファーの計測にも採用されている。

[34] メソッドⅡの設計については、小立敬「FRB による米国独自の G-SIB サーチャージの提案―短期ホールセール・ファンディングの考慮―」『野村資本市場クォータリー』2015 年冬号（ウェブサイト版）を参照。

- 短期ホールセール・ファンディングの指標については、その他の指標と同様の計測方法に改定[35]
- 一部の指標の計測において、①リスク・プロファイルを適切に反映して、②指標を一時的に調整することでサーチャージの水準を引下げようとするインセンティブを低減させる観点から、年末値ではなく日次や月次のデータの年平均値で算定
- 現行の G-SIB サーチャージのクリフ効果を緩和し、リスク・プロファイルの変化に対する GSIB サーチャージの感応度を高める観点から、メソッドⅡサーチャージの水準幅を現行の 50 ベーシスポイント（bp）から 10bp に縮小（図表 5）

これらはいずれも米国独自の G-SIB サーチャージに関する改定である一方で、例えば、G-SIB サーチャージのクリフ効果の緩和とリスク感応度の向上といった観点については、潜在的にはバーゼル基準の G-SIB サーチャージにも共通する論点となり得よう。

図表 5　新たなメソッドⅡサーチャージ

スコア	現行のサーチャージ	提案されたサーチャージ	スコア	現行のサーチャージ	提案されたサーチャージ
180未満	1.0%	1.0%	630～649	3.5%	3.3%
190～209		1.1%	650～669		3.4%
210～229		1.2%	670～689		3.5%
230～249	1.5%	1.3%	690～709		3.6%
250～269		1.4%	710～729		3.7%
270～289		1.5%	730～749	4.0%	3.8%
290～309		1.6%	750～769		3.9%
310～329		1.7%	770～789		4.0%
330～349	2.0%	1.8%	790～809		4.1%
350～369		1.9%	810～829		4.2%
370～389		2.0%	830～849	4.5%	4.3%
390～409		2.1%	850～869		4.4%
410～429		2.2%	870～889		4.5%
430～449	2.5%	2.3%	890～909		4.6%
450～469		2.4%	910～929		4.7%
470～489		2.5%	930～949	5.0%	4.8%
490～509		2.6%	950～969		4.9%
510～529		2.7%	970～989		5.0%
530～549	3.0%	2.8%	990～1009		5.1%
550～569		2.9%	1010～1029		5.2%
570～589		3.0%	1030～1049	5.5%	5.3%
590～609		3.1%	1050～1069		5.4%
610～629		3.2%	1070～1089		5.5%
			1090～1109		5.6%
			1110～1129		5.7%

（注）　スコアは、①規模、②相互連関性、③短期ホールセール・ファンディング、④複雑性、⑤クロスボーダー業務の 5 つのシステミック指標に基づいて算出されるメソッドⅡスコアを表す。

（出所）FRS, Regulatory Capital Rule (Regulation Q): Risk-Based Capital Surcharges for Global Systemically Important Bank Holding Companies; Systemic Risk Report (FR Y–15), Notice of proposed rulemaking, Federal Register Vol. 91, No. 59, 14908, March 27, 2026 より野村資本市場研究所作成

[35] 現行の短期ホールセール・ファンディングの指標は、調達手段の違いをウェイトに反映させた加重平均短期ホールセール資金調達額をリスクアセットで除して計測しているが、他の指標と同様、加重平均短期ホールセール資金調達額に計数を乗じて算出する方式に変更することが提案されている。

V 今後の見通しと留意点

バーゼルⅢエンドゲームの規則再提案が明らかになったことで、これまで不透明だった米国のバーゼルⅢ最終化の着地がようやく見えてきた。今後、パブリック・コメント[36]の手続を経て、年内に規則が最終化される見込みとされる。

米国銀行業界は現在、再提案の内容を精査している段階と思われ、表立った反発などは見られない。当初提案には強く反発していた業界団体も、当初提案に比べて所要資本への影響が抑えられていることから、規則再提案については前進に向けた重要な一歩であるとのコメントを出している[37]。一方、米国 G-SIBs には不満も残る。JP モルガン・チェースのジェミー・ダイモン CEO は、年次報告書の株主宛書簡において、オペレーショナル・リスクと G-SIB サーチャージに問題があるとした[38]。一方で、バーゼルⅢエンドゲームの速やかな最終化を支持するとも述べる。こうした状況に鑑みると、規則再提案をベースにバーゼルⅢエンドゲームの最終化が図られることが予想される。

一方、バーゼルⅢエンドゲームはバーゼル基準をベースとしながら、米国独自の措置を講じている。この点についてボウマン副議長は、再提案には 2017 年のバーゼル合意からの「わずかな乖離（modest deviations）」が含まれているとし、その多くは自己資本への影響は小さく、米国固有の適用の問題に対応するためのものであると述べている[39]。その上で、各法域が法制度や銀行市場に合わせて調整できる柔軟性をもつ必要があることをバーゼル委員会は認識しているとし、いかなる文脈においても国内法や銀行の状況に対応するための一定の逸脱は必要な結果であることを強調する。バーゼル基準からの乖離がバーゼルⅢエンドゲームにおいて潜在的に重要な論点であることを意識した発言であろう。

各法域がバーゼル基準に準拠しているか否かを検証する枠組みとして、バーゼル委員会による整合性評価プログラム（RCAP）が存在するが、バーゼルⅢエンドゲームが RCAP の対象となるには、少なくとも規則が最終化されて適用が始まった後、相応の時間が経過してからであろう。それ以前に米国以外の法域がレベル・プレイング・フィールドの確保を盾に米国と同様の措置を講じようとする結果、バーゼル基準からの乖離が他の法域でも生じるという懸念もある[40]。バーゼルⅢエンドゲームが他の法域の適用に影響を与えるかどうかについても、今後の重要な注目点であろう。

---

36 パブリック・コメントの期限は、2026 年 6 月 18 日である。

37 Bank Policy Institute, American Bankers Association, Consumer Bankers Association, Financial Services Forum and National Bankers Association, “Banking Trades Respond to Basel Proposal,” Press Release, March 19, 2026.

38 ダイモン CEO は、オペレーショナル・リスクに関して銀行のリスク削減の取組みが考慮されないこと、G-SIB サーチャージに関する指標の中にリスクや破綻処理可能性に無関係なものが含まれていることなどを指摘している（JP Morgan Chase, “Chairman and CEO Letter to Shareholders,” Annual Report 2025, April 6, 2026）。

39 前掲注 13 の文献を参照。

40 欧州連合（EU）では、欧州委員会がレベル・プレイング・フィールドの観点から、マーケット・リスク計測に関して、バーゼル基準から乖離して米国等が独自に講じた措置を EU でも適用する措置（オプション 3）について市中協議を行っていたが、その結果を踏まえて委任法案のドラフトを 2026 年 4 月に明らかにしている（小立敬「米国におけるバーゼルⅢ最終化の遅れと諸外国の対応－トランプ政権下のバーゼルⅢエンドゲームを巡る不確実性－」『野村資本市場クォータリー』2025 年夏号を参照）。